

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号・項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720010	果実酒等の製造免許に係る要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造の旨別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一定の数量(果実酒は30リットル)に達しない場合には、受けることができない。	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものとする(酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンラインのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の宿泊施設、飲食店等にガラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等に含めて地域通貨による前払式証券の購入により「特区以外での流通」と「税の滞り」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく「密達報告用の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり「密達の横行」も予防できる。廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって「税の増収」にも貢献できる。 提案理由： 新町では、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、町もなく住民の人口に人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通関に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が再活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光客やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境改善、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。 代替措置： 第9次、第10次特区提案で「特区以外での流通」「税の滞り」「密達の横行」の予防方法を具体的に提案しておりますが、その予防方法で「特区として対応が不可能である」具体的な理由を御提示下さい。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密達の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特別措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが促進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。以上が当の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な数値が明らかになれば明らかにされる。	頼の浦り・サンライズプラン	1 0 1 3 0 3	個人	34 広島県	財務省
0720020	酒税法規則第13条3項令第五十条第十項第二号に規定するものの中で自ら生産した農産物を、農産加工する過程において酒税が納付されたアルコール20度以上の酒類を用いるにあたり、みりん、酢、醤油等と同様のあつかいとす。	酒税法第1条、第2条第1項、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	酒税が納付された、アルコール20度以上の酒類に農産物を漬け込む事は手軽に農産加工品の多様性を増す手段である。ゆえに、規則第13条3項令第五十条第十項第二号に規定する財務省令で定める酒類と混和できるものの中で自ら生産した農産物と酒税が課税済みのアルコール20度以上の酒類とを混和した農産加工品を漬物やジャム等と同様の農産加工品と認めてほしい。	枚方市杉地区は規模は小さいが色々な果実が豊富です。しかし、特産品であるももやこれらの果実は生果での日持ちが悪く、生果での販売方法では消費の拡大が困難です。 アルコール(酒税が納付されたアルコール20度以上の酒類)につけこむことにより、味や色、香りを長く楽しむことが出来、手軽に農産加工品の多様性を増す手段となり、余剰農産物の有効活用にもなります。 このことは、地域農業の更なる活性化、規模の拡大、さらに地産地消の拡大、国内農産物の消費拡大へとつながります。	C		酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課することとしている。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考えている。		1 0 4 5 0 1 0	個人	27 大阪府	財務省
0720030	般若酒の製造・販売について	酒税法第1条、第2条第1項、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	植物を加工して般若酒を作り、医療機関で治療しない人に喜びを与えるため、般若酒を酒としてではなく、健康食品として販売したい。	日本には春夏秋冬四季に恵まれ全国的に優秀な樹木にどの様な活用できるか、人間の英知により、研究又は開発を試み、それを社会の人たちに健康の為、寄贈したいものです。特に神経痛や腰痛(ウツキ) 其の他の難病、脳の細胞の死滅を防止する物質は数々として何等か貢献できれば、人生苦として最大の喜びであること確信いたします。市販の焼酎乙類25度購入して植物採集して松葉を漬けた、2年間熟成したものです。他に食物を煎じて2割程度混入し、般若酒となります。	C		酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課することとしている。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考えている。		1 1 7 1 0 1 0	個人	32 島根県	財務省
0720040	専売品の小売許可の緩和について	酒税法第9条	酒場、料理店等のもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、免許を要しないが、販売業免許の取得は可能である。	飲食業の組合が農協の協力を得て栽培した特産原料(三浦大根)を酒造会社に依頼し、大根焼酎を作ったのですが、専売品という事で通常の飲食店では販売ができない地域特産を生かし、専売した焼酎を小売販売できるようにする。	地域の特産物を生かし、地域活性化のために町おこしの一環として飲食店の組合が原料となる三浦大根を栽培し、酒造会社の協力の下、商品開発をした。地域活性化を考え自らの手で育て作り上げていった経緯と苦勞を考えると、地域力に繋がる更なる町おこしのためにも飲食店での特定焼酎を小売販売できるようにする。	D		酒税法上、酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとに免許を受けなければならないとする一方、酒場、料理店等のもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでないとして免許を要しない旨が規定されている。 したがって、飲食業者がその店内における飲用に酒類を供する場合には免許を要しないが、いわゆる持ち帰り等の目的での販売には免許を要することとなり、この場合、飲食店であっても、一定の要件の下、販売免許の取得は可能である。	1 1 5 3	みうら江戸前倶楽部	14 神奈川県	財務省	

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号・項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720050	酒税法の製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一一定の数量(果実酒は6千リットル)に達しない場合には、受けることができない。	酒税法第7条第2項酒類 一年間の製造見込数量	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	C	(製造免許について) 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民営等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかにされたい。		1 0 2 1 0 1 0	明和町	10 群馬県	財務省	
0720051	酒税法の製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10号	酒類を販売しようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。販売業免許を受けなければならない。免許の申請者は、当該免許の他を判断し、適正に酒類の小売業を営営することに十分な知識及び能力を有すると認められるか否かを判断している。	酒税法第9条第1項 通信販売を含む販売許可 取得要件及び販売業免許における、人的要素3年以上・従事経験・経営経験の緩和	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり	D	(販売業免許について) 酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっている。このため、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業についても免許制を採用して、販売業免許については、申請者が経験その他から、適正に酒類の販売業を営営することに十分な知識及び能力を有することが必要と考えられ、その具体的な審査にあたっては、酒類販売業等の従事経験等が一つの目安になっている。 しかし、これらの経営経験等がない場合については、その他の業での経営経験に加え「酒類販売管理研修」の受講の有無から、酒類の特性にむいた商品管理上の知識及び経験、酒税法上の記帳義務を含む各種義務を適正に履行する知識及び能力等、酒類の小売業を営営することに十分な知識及び能力が備わっているかどうかを実質的に審査することとして、必ずしも3年以上の酒類販売業等の従事経験を要するものではない。		1 0 2 1 0 1 0	明和町	10 群馬県	財務省	
0720060	酒、酢の製造と販売の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一一定の数量(例・果実酒は6千リットル)に達しない場合には、受けることができない。	地域の原産品を原料に利用する場合に限定して量や種類にかかわらず、酒や酢の製造及び販売する免許の規制を緩和する。また、酒類製造業者への委託の考えもあるが、地域内には業者がない。地域資源(川底柿)を活かし、地域内で生産・販売を通して消費者等との交流することが、この地域の活性化になると考える。 具体的には、古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使った酒類・酢を最低製造数量基準にかかわらず製造、販売することができるようにする。	各種の特徴ある酒は少なく、特に地域性がある。原料が少ない酒は製造が困難になり消えていった。古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使う酒類・酢を製造することで地域の特産物とし、地域の活性化を図る。1)他所にない地域原産品種の栽培推進とその利活用による地域農業の活性化・地域原産品種の保存と消滅の防止。2)酒、酢、他加工品の製造販売による異業種との交流・連携の強化で地域の活性化3)イベントや宿泊施設等における販売と利用による都市住民との交流・連携強化および地域文化への認識・理解の醸成4)栽培、収穫、加工を子供連れの共同作業で家庭教育からも食育、地域の文化歴史への理解醸成を促す。	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民営等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかにされたい。		1 1 7 4 0 1 0	個人	40 福岡県	財務省	
0720070	果実酒の最低製造数量の緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が一一定の数量(果実酒は6千リットル)に達しない場合には、受けることができない。	宇佐市安心院地域において、ぶどう生産農家及び農泊実践者が自らの地域で生産したぶどうにより果実酒製造許可を取得するため酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件果実酒製造数量の緩和を要望する。	衰退する農村において今後、自らが誇りをもってなお農村で生きていくためには、農泊等グリーンツーリズムによる都市との交流による地域振興は残された数少ない地域活性化のための手段となっている。そのような中において、ぶどう産地である当地では自家製ワインの製造は今後もっとも有効なものでなしの手法となりうる。 (提案理由) 安心院町地域ではぶどう農家を中心とした農泊等、農村都市交流による地域活性化に、地域をあげて取り組んでいる。安心院町地域の農家でそれぞれのぶどうで特徴のあるワインを製造し都市交流住民に振舞うことで、食育の時期に限らず、ぶどうの町安心院を訪れてもらふことにより、さらなる地域活性化が可能になる。 (代替措置) 懸念される酒税の滞納、脱税防止対策としては、地域ごとに納税組織を作り、その中で毎月納税の励行、指導を行うことを計画している。 (別紙追加記述あり)	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。また、民営等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかにされたい。		1 4 0 9 0 1 0	大分県、宇佐市、NPO法人安心院町グリーンツーリズム研究会	44 大分県	財務省	

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号・項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0720080	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	各省庁の長の承認があれば、補助金の処分は可能。ただし、適正化法第22条ただし書きに限定されている適正化法施行令第14条の規定により、財産の処分制限を適用しない場合は、補助金の返還又は当該財産の耐用年数を助長して各省庁の長が定める期間を経過した場となっている。	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。	補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を併用した後に、土地利用の変更(漁港施設用地から漁村再生施設用地)の手続きが必要である。但し、手続に約3ヶ月の所要があると見られ、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。(水産庁計画課長通知 H6.9.22) 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を残す必要があることから現時点において将来漁港施設用地整備を行わないの決定を下すことは困難なため、この通知を活用することは難しい。(漁港漁協整備部課長通知 H10.1.1) 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	D	補助用地について直販所などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。 提案理由： 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難(大臣官房総務課長通知 H16.9.7)。 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を併用した後に、土地利用の変更(漁港施設用地から漁村再生施設用地)の手続きが必要である。但し、手続に約3ヶ月の所要があると見られ、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。(水産庁計画課長通知 H6.9.22) 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を残す必要があることから現時点において将来漁港施設用地整備を行わないの決定を下すことは困難なため、この通知を活用することは難しい。(漁港漁協整備部課長通知 H10.1.1) 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	補助金等により取得した財産の補助目的への転用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条で定める場合のほか、各省庁の長の承認があれば可能であることから、現行法令下においても対応可能である。 また、当該転用承認においては、補助金等の目的や適成状況、社会経済情勢の変化、既存ストックの有効活用等、諸々の状況を勘案して、国庫納付を条件としないことも含め、各省庁の長の判断により行われるものとなっている。		1 1 2 4 0 2 0	兵庫県	28 兵庫県	財務省 農林水産省
0720090	臨時職員の賃金は物件費でなく人件費として計上			決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替える。	決算統計は、地方自治法及び地方財政法の規定にもつき自治体で作成し、政府が「地方財政の状況」として国会に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作成要領は、国が全国共通に定める。この決算統計及び普通会計における「性別別経費の状況」の作成が求められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。 一般職、特別職を含めて様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、資金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性別別集計に使われていることから、政府が国会に提出する「地方財政の状況」のほか、全国地方自治体の予算、決算において臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。 臨時職員の活用が進む中、これを物件費として取り扱い続けることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の尊厳にも関わる問題と思われる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材登用、活用手法を導入していく上でも、臨時職員の位置づけを是正しておくことが好ましい。 そこで、決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替えることを提案する。このことは、統計処理上の疑義をなくすことのほか、臨時職員を人材として認識し、有効に活用していくことにもつながる。	E	本件は、財務省の所掌事務ではないため、提案に対し回答することが出来ない。		1 1 4 8 1 0 0	草加市	11 埼玉県	総務省 財務省	
0720100	土業派遣の解禁(過疎地域限定) 土業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方官士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁護士・社会保険労務士・行政書士の業務		派遣元が税理士及び税理士法人以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる税理士が派遣先の税理士又は税理士法人の補助者として税理士法第1項又は第2項に規定する業務を行う場合には、税理士の労働者派遣は可能である。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる土業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「土業の派遣」を認める	現在、土業派遣は労働者派遣法で規制をされている。 過疎地においては土業不足のため、住民が都市部まで移動がいられ、満足した社会サービスを受けられない。そのため、過疎地においては土業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が土業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	D	派遣元が税理士及び税理士法人以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる税理士が派遣先の税理士又は税理士法人の補助者として税理士法第1項又は第2項に規定する業務を行う場合には、税理士の労働者派遣は可能である。		1 0 5 5 0 7 0	(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	
0720110	「貨幣損傷等取締法」の適用除外による、手品用コインの製作認可。	貨幣損傷等取締法	法律上、貨幣を損傷し又は錆びさせることは禁じられている。また、貨幣を損傷し又は錆びさせる目的で集めることも禁じられており、これらに違反した場合には、1年以上の懲役等の罰則が適用される。	現在、流通しているコインを加工して、手品用コインを作成することを可能とする。手品用コインであることが認識で出来るような一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法」の適用をしないとする。提案です。	現状の規制の問題点について：「貨幣損傷等取締法」があるために、現在流通している日本のコインを加工することができません。この法律は、コインを地金にすることを防止する目的で作られたようです。法律制定当時、手品用コインの製造を規制する議論は、されていません。 現状の状況では、不十分な理由について：現在、外国のコインを加工して作った、マジック用コインがあります。これらのマジック用コインを使えば、同じ現象を起こすことが出来ます。しかし、マジックを演じるときに、一番大切なことは、「自然さ」であり、観客が気づきにくく、さりげなく代用できません。演じると、絶大なインパクトがあり、外道演習では、代用できません。 経済的社会的効果について：アンダーグラウンドで日本円の手品用コインを販売していたフレンチポップでは、月に100万円程度の売り上げがあったようです。製造が認可され、公の販売が可能になれば、数億の市場規模(年間数千億円程度)があると思われる。 特例の適用に当たった際の弊害発生防止の措置について：マジック用コインは、現行のコインを加える形で製作します。そのマジック用コインの価格は、コインの額面より、高くなります。そのため、マジック用コインを購入した人は、流通の目的で使うことは、ありませんが、紛失、遺失の可能性は、否定できません。紛失、遺失したマジック用コインが、第三者に渡った場合、それが何か判断出来ないことが、考えられます。これを回避するために、表面の一部に、レーザーマーカで、「マジック用コイン」と焼付け刻印を行います。印刷などと違い刻印が、消えることはありません。	C	1. 貨幣損傷等取締法(以下、「取締法」という。)は、貨幣の損傷、錆び崩しが一般的に是認され、大量に行われる場合には、流通取引を阻害し、貨幣制度の維持をも困難とする事態もあろうことから、これを未然に防止する必要等があるために設けられた法律です。 2. 提案の「現在流通しているコインを加工して、手品用コインを作成することを可能とする。(略)一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法」の適用をしないとする」との措置については、手品用コインを岡山県で製造し、全国に販売する事業内容と承知していますが、 提案の特例措置を講ずることにより、今後、全国において同様の手品用コインの加工や他の工芸品等への加工についての提案も容易に想定され、貨幣の損傷、錆び崩し等が様々な態様にならざるを得ない恐れがあり、取締法に基づく貨幣の損傷、錆び崩し等の防止の必要性が適用の例外とすることを不成立と見なすこととなる。 提案では、特区の適用による弊害発生防止の措置として、手品用コインが第三者に渡った場合、それが何か判断出来るようにするため表面の一部に刻印を入れることですが、これにより手品用コインが直ちに法律上貨幣として無効となるわけではなく、結果として、手品用コインその他工芸品等が市中に流通することとなり、一般の取引において混乱を生じ、通貨の信頼を損なうという問題があり、また、我が国では、「貨幣損傷等取締法」や貨幣に對するわいふ行為を有する者の製造及び販売等についての取締法等の適用が争われた地方裁判所での判決(平成19年特(ワ)第7号)においても、「同法は、日本国政府発行の貨幣に対する信用を維持し、その円滑な流通を確保するとの観点から、(略)現在においても、なお一定の存在意義を有しているといふべきである。」と示されており、取締法等の適用により有罪となっているところである。	1 0 1 8 0 1 0	個人	33 岡山県	財務省		

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各都道府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号・項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係庁
0720120	税関の24時間通常開庁化	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第7条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	現在、平日08:30～17:00までの執務時間外については、税関の臨時開庁申請・手数料が必要とされるが、これを免除する。	成田国際空港は、国内の国際航空貨物量の約7割弱を取り扱う、国内最大の国際物流ゲートウェイとなっており、貨物量の約4割のうち1割(僅か2%)は：07年3月第1週実績)は税関執務時間外に到着するため、荷主サイドにおいて、コスト削減のため、臨時開庁時間帯を選び、執務時間帯に申告を行っている状況にある。このため、貨物地区構内で、貨物引取車両が非常に混雑するピーク時間帯・曜日があり、運用効率の低下が問題となっている。今後、アジアの中における我が国の経済発展を支え、空港周辺地域の経済活性化にも資するよう、臨時開庁手続きを緩和し、物流効率化をさらに推進していく。「アジア・ゲートウェイ構想」において、当空港について国際拠点空港として「物流の効率化・円滑化を推進」するとしており、「重要項目10」として、「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」等を「重点的に支援する」としていることから、特区の提案制度を活用し、臨時開庁申請・手数料を免除することにより、物流コストの削減、貨物取り回しのリードタイム短縮、貨物地区の混雑緩和、貨物取扱処理能力の向上等、フローゲータ業務の効率化を促進し、物流の拡大・促進をさらに図りたい。なお、臨時開庁手数料については、特区の規制の特例措置(その後全国展開)により、平成15年より既に半減されているが、その後の航空貨物量の一段の増加に対応するため、NACCS等情報処理システムの進捗とともに、税関を24時間通常開庁することにより、さらなる物流促進・効率化が期待できると考えている。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めることにより、税関にとって執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところであり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通常手数料を徴収している。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 1 0	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省	
0720120	税関の24時間通常開庁化	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第7条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	現在、08:30～17:00の税関執務時間外については、臨時開庁扱いとして臨時開庁申請や手数料が必要となっているものを、24時間通常開庁化(24時間執務時間扱い)し、これらを不要とする。	深夜早朝においても、昼間帯と同様の手続きを行えるようにして、手続きの簡素化とリードタイムの短縮を図る。臨時開庁に必要な手数料を不要として、物流コストの削減に繋げる。日本唯一の完全24時間空港として、全国の深夜航空貨物の受け皿となる関西国際空港を特区化して、全国の深夜物流の効率化と促進に繋げ、完全24時間SCMの実現と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができ。【提案理由】税関執務時間外の17:00～0:30に国際貨物便の75%(2007年6月現在)が就航する関西国際空港においては、臨時開庁時間帯における税関への申請手続きが増加しつつある。そもそも臨時開庁制度の趣旨は、執務時間外にやむを得ず発生する税関行政手続きに対応する。あくまで「臨時的」な措置であり、この臨時的な特別対応に係るコストを受益者負担の原則から臨時開庁手数料として徴収されている。日本唯一の完全24時間空港である関西国際空港については、深夜早朝に日本最大の国際貨物便が頻りに乗り入れられており、2期供用後は更に増加することが見込まれていることから、もはや「臨時扱い」ではなく、執務時間並みの完全24時間通常対応(24時間通常開庁)が求められる。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めることにより、税関にとって執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところであり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通常手数料を徴収している。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 1 0	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省	
0720120	深夜・早朝時間帯での通常税関手が可能となる「税関の24時間通常開庁化」。	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第7条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	24時間通常である中部空港において、税関の24時間通常開庁化を実現し、臨時開庁に係る税関長の承認や、臨時開庁手数料の納付の適用除外も可能とするもの	・24時間通常空港である中部空港がその機能をフルに発揮する上で、税関の24時間通常開庁化が必要不可欠であり、本提案は臨時開庁の申請手続や手数料負担の廃止を求めるもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 【提案理由】 ・行政機関の休日(土・日・休日)及び税関の執務時間外(17:00-翌朝08:30)に、輸出入許可等の税関業務を必要とする場合は、臨時開庁に係る税関長の事前承認を受け、かつ臨時開庁手数料を納付する必要がある。 ・中部空港では、臨時開庁手数料が1/2に軽減(平成15年特区措置と、平成17年関税法改正に伴うみし措置) ・中部空港は24時間通常空港であり、実際に、国際貨物便のうち、税関の執務時間外に到着する便は週51便中30便、出発する便は週51便中39便と多い。 ・また、アジア・ゲートウェイ構想でも、24時間化、フル活用化が強く進められることが記載。 ・なお、当空港に関係する官公署としては警察、消防、税関、入管、検疫、空港事務所、気象、海保などがあるが、臨時開庁の事前手続と手数料を求めているのは税関のみ。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めることにより、税関にとって執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところであり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通常手数料を徴収している。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 3 0 3 0	愛知県、中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省	
0720130	C10の土日・早朝夜間などの臨時開庁制度や手数料の見直し	関税法第98条、第100条、第101条、関税法施行令第7条、税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外において、輸出入申告を行う場合には、手数料を納付した上で、臨時開庁の承認を受ける必要がある。	【内容】博多港における平日早朝と土曜日の臨時開庁については、現行特区制度において臨時開庁手数料を1/2に軽減しているが、これを無料化する。	【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピードでシムレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、リードタイム短縮、コスト削減等に繋げる。	C	臨時開庁については、前もって申請を求めることにより、税関にとって執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。臨時開庁手数料については、平成15年4月より構造改革特別区域の特例措置として2分の1に軽減し、平成17年4月からは関税法を改正し、通関体制を整備しつつ当該措置を全国展開(地方自治体からの届出による手数料軽減区域の設置)したところである。また、アジア・ゲートウェイ戦略会議において策定された貿易手続改革プログラムを踏まえ、コンプライアンスに優れた事業者である特例輸入者又は特定輸出者が、手数料軽減区域で行う輸入申告又は輸出申告について、本年7月より臨時開庁手数料を更に2分の1(通常の額の4分の1)に軽減する措置を講じたところであり、今後とも、港湾の24時間フルオープン化への適切な対応等の観点から、更なる見直しを進めたい。なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通常手数料を徴収している。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 6 0	福岡市	40 福岡県	財務省	

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号・項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0720140	輸入貨物に対する自動通関システムの導入	関税法第67条、第67条の2、関税法施行令第59条の3	通関情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物について、当該貨物の到着が確認されれば、保税地域等に搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることが可能となる「到着即時輸入許可制度」	航空機が日本に到着して保税地域に貨物を搬入する前に、一連の輸入通関手続を完了させ、輸入の許可を受けておくことを可能とする。	輸入貨物が日本の保税設置場に搬入される前(航空機での輸送中など)に輸入に関する手続を完了させることにより、貨物到着直ちに荷主への引渡しを可能とし、輸入貨物取引のリードタイム短縮により、航空物流の効率化と促進につながる。国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)輸入貨物は、原則として日本側の保税設置場(空港のエアライン上層等)に搬入後に輸入申告を行う必要があるが、米国においては、AMS(Automated Manifest System)(=日本版のNacCSに相当)での申告により、輸入手続きは到着前(但し航空機の離陸後)に完了し、荷主は航空機到着後直ちに貨物の取り取りが可能であることから、同様の制度を求めるものである。	C	-	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることとなり、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成16年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。また、今般関税法を改正し、本年10月から特別輸入者による貨物到着前の輸入手続を可能としたところである。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 3 5 0 3 0	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省
0720140	航空貨物に対する自動通関システムの導入	関税法第67条、第67条の2、関税法施行令第59条の3	通関情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物について、当該貨物の到着が確認されれば、保税地域等に搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることが可能となる「到着即時輸入許可制度」	自動通関システムの導入により航空機が日本に到着し保税地域へ貨物を搬入する前に、輸入の許可を受けることを可能とする。	国際拠点空港における物流効率化を推進する観点から、輸入貨物取引のリードタイム短縮、航空貨物輸送の効率化等を促進するため、到着直ちに貨物を荷主へ引き渡せるよう、輸入貨物が日本の保税設置場に搬入される前(航空機による運送中等に)、輸入に関する手続を完了できるように検討頂きたい。 具体的には、現在、輸入申告は原則として日本側の保税設置場(空港のエアライン上層等)への搬入後に行っているが、米国のAMS(Automated Manifest System)(=我が国のNacCSシステムに相当)と同様、輸入手続きを貨物到着前(航空機の離陸後)に完了できるように、航空機到着後直ちに荷主による貨物の引き取りが可能となるよう検討頂きたい。	C	-	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることとなり、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成16年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。また、今般関税法を改正し、本年10月から特別輸入者による貨物到着前の輸入手続を可能としたところである。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 5 1 0 3 0	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省
0720140	航空貨物の日本到着前(保税地域搬入前)の輸入通関手続完了の可能性	関税法第67条、第67条の2、関税法施行令第59条の3	通関情報処理システム(NACCS)を利用して予備申告を行った貨物のうち、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物について、当該貨物の到着が確認されれば、保税地域等に搬入する前に輸入申告を行い、輸入の許可を受けることが可能となる「到着即時輸入許可制度」を平成8年から導入している。	航空機が日本に到着して保税地域に貨物を搬入する前に、一連の輸入通関手続を完了させ、輸入の許可を受けておくことを可能とする。	・本提案は、保税地域への貨物搬入前、輸入通関手続を完了させる特例を要望するもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 (提案理由) ・貨物の輸入に当たっては、貨物を保税地域に入れ、輸入申告を行い、税関による申告書類の審査、税関による必要な貨物検査を経て、関税・消費税を納付し、税関長の輸入許可を受けることが一般的な輸入通関制度。 ・輸入通関制度の特例として、「予備申告制度」や、この予備申告制度を活用した「到着即時輸入許可制度」があるが、いずれの場合も、保税地域への貨物搬入後に、税関長に申告を行うことが必要であり、手続に時間を要する。 ・米国、韓国等のように、保税地域搬入前に輸入通関手続が完了し、航空貨物到着後、直ちに貨物を引き取ることができれば、海上貨物輸送に比べ高費用で、スピードが非常に重要な航空貨物輸送のリードタイムの大幅な短縮が可能。 (代替措置) 例えば、貿易相手国での輸出時の貨物検査の認証や、事前の申告書類審査・関税等納付などにより、一連の手続を終えておくことが可能。	C	-	現状においても、本邦への貨物が到着する前に予備申告により、税関の審査を受けることができることとなり、一連の輸入通関手続のほとんどを貨物の到着前に終了しておくことが可能となっている。平成18年3月に行った輸入手続所要時間調査では、事前に申告情報の提供を行う到着即時輸入許可制度を航空貨物において利用した場合、到着から許可に要する時間は0.4時間と極めて短いものとなっている。また、今般関税法を改正し、本年10月から特別輸入者による貨物到着前の輸入手続を可能としたところである。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 3 0 1 0	愛知県、中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省
0720150	出入国審査時の優先レーンの導入	関税法第67条	税関においては、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備し、適正かつ迅速な通関手続に努めているところである。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「V I P旅客(ビジネスジェットを含む。)」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「V I P(ビジネスジェットの旅客を含む。)」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内陸乗り継ぎ旅客、V I Pの利用増加が図られ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続きが必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「V I P」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	E	-	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続きレーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 3 5 0 6 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0720150	出入国審査時の優先レーンの導入	関税法第67条	税関においては、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備し、適正かつ迅速な通関手続に努めているところである。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「V I P旅客(ビジネスジェットを含む。)」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「V I P(ビジネスジェットの旅客を含む。)」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、V I P等の利用増加が図られ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続きが必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「V I P」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	E	-	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続きレーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 8 0 1 0	成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号 項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管 関係府庁
0720150	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」	関税法第67条	税関においては、X線検査装置等の検査機器及び荷役のためのシステム等を配備し、適正かつ迅速な通関手続に努めているところである。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるものである。	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 （提案理由） ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のペースで来て、別に並び、出入国手続を待っている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港（イギリス）、ミュンヘン空港（ドイツ）、ドバイ空港（UAE）、新バドコ空港（タイ）、クワラルンプール空港（マレーシア）など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、ABC（Airport Business Card）を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある。交付に時間を要する（数ヶ月）ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 （その他） ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の見直し等を前提とするものでも必ずしもない。	E	税関においては、出入国旅客に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続を行っているところである。要望事項は、ビジネスクラス以上の旅客等に対する利便性の向上を図るため、出入国審査における専用手続レーンの設置の運用を求めるものであることから、税関の所管外である。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 2 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0720160	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を完了した上で輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、過去の取引実績を考慮した「検査個数及び検査に係る費用の軽減措置」を新設する。	現物検査の場合でも、検査個数の軽減や現場検査（出張検査）による検査費用（運送費）を軽減することにより、リードタイムの短縮やコストの低減が可能となり、航空物流の効率化と促進につながり、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）税関では、輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書記載貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい貨物が入っていないか等について税関検査（現物検査）を行う。均質等量に包装された貨物について、一定の検査個数の基準が定められている。 また、税関検査が税関の検査場で行われる場合、検査場までの輸送費用（貨物の検査場への運送費）は荷主負担となっていることから、これらの負担の軽減を求めるものである。	D	税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。	関西国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 4 0	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省	
0720160	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、検査個数軽減及び現場検査（出張検査）拡大	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を完了した上で輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査が必要な場合において、過去の取引実績から優良と認められる事業者について、巨大貨物等に限定されている現場検査要件の弾力化を図るとともに、均質等量に包装された貨物の一部指定検査にあたって検査個数の基準を軽減する。	・本提案は、過去の取引実績やコンプライアンス体制構築において優れた事業者について、貨物の検査個数の軽減、検査場検査の緩和・現場検査（出張検査）の拡大（検査場への貨物輸送負担の軽減）を要望するもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基礎とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 （提案理由） ・税関では輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書記載貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい貨物が入っていないか等について税関検査（現物検査）を行う。均質等量に包装された貨物について、一定の検査個数の基準が定められている。 また、税関検査は原則、税関検査場で行うこととされており、検査場までの輸送費用（貨物の検査場への運送費）は荷主負担となっている。 ・この点において事業者負担が軽減できれば、コスト縮減、リードタイム短縮を図ることができる。 （代替措置） 輸出手続における「特定輸出申告制度」のように、コンプライアンスに優れているとして、あらかじめ税関長の承認を受けた優良輸出事業者については、検査手続の軽減を図ることが適当。	D	税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 3 3 0 2 0	愛知県、中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省	
0720160	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を完了した上で輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査において、過去の実績を考慮し、優良事業者について検査個数及び検査費用の軽減措置を図る。	現在、輸入申告書類の審査後、貨物が申告書に記載されているものと同一であるか、数量が正しいか等、必要に応じて税関検査（現場検査）が実施されており、当該検査が税関の検査場において実施される場合、検査場までの輸送費用（貨物検査場への運送費）は荷主負担となっている。航空貨物輸送を効率化する観点から、検査に係る費用（運送費）の軽減、貨物引取リードタイムの短縮、貨物地区の混雑緩和等を推進するため、過去の取引、コンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者について、現場検査における検査個数の軽減、出張検査の実施等を検討いただきたい。	D	税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。	成田国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 4 0	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省	

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号 項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720170	輸入又は輸出貨物の税関検査における優遇	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経た上で許可がなされる。	【内容】 輸入・輸出貨物の貿易関連手続きの簡素化とともに、法令遵守に優れた事業者について、税関検査における優遇措置を講じる。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について 現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減 【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	D	-	税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 6 0	福岡市	40 福岡県	財務省
0720171	輸入又は輸出貨物の税関検査における優遇	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経た上で許可がなされる。	【内容】 輸入・輸出貨物の貿易関連手続きの簡素化とともに、法令遵守に優れた事業者について、税関検査における優遇措置を講じる。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について 米国向け輸出貨物の24時間ルールの緩和、などを行う。 【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	C	-	米国向け輸出貨物の24時間ルールは、米国政府による規制である。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 6 0	福岡市	40 福岡県	財務省
0720180	成田・羽田の戦略的・一体的活用	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関直轄等相互間に限って、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。 輸送の許可後において貨物の積出港を指定する場合には、変更申請書に輸出許可書を添付して提出することにより行い、輸出許可書に記載されている積出港を訂正の上、保	「アジア・ゲートウェイ構想」により、成田空港・羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進する。	「アジア・ゲートウェイ構想」では、「羽田空港との連携等による物流の効率化・円滑化を推進」することとしており、また、物流効率化の推進の方策として、「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」を活用することとしているところである。今後の首都圏における航空貨物分野の動向については依然として不透明な部分も多いが、2010年の空港処理能力の増大に向け、成田空港及び羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進していくため、羽田空港と成田空港間の「税関手続きの簡素化」の検討が必要と考える。 具体的には、国際物流促進のため、羽田空港と成田空港間において外国貨物を運送する際、簡便な保税運送申告、積出港変更手続きを伴わない貨物の積替え等、同区間を一つの「総合保税エリア」とみなす運用ができるよう検討していきたい。 また、航空機に搭載する輸送用機材であるULD(特にパレット)は、国内線・国際線ともに同仕様であることから、同地域内において、ULDの国内貨物・外国貨物の扱いにかかる手続きを廃止し、国内線・国際線で共用できるよう検討していきたい。	F	-	ご要望の税関手続の簡素化に関しては、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。 なお、ULDの取扱いは、その特殊性に鑑み、簡素化された手続きによる自主的な管理としていくところである。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 2 0	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省
0720190	指定地区内の保税運送承認免除化	関税法第63条第1項	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関直轄等相互間に限って、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	現在、各事業者ごとに指定されている保税蔵置場間における貨物移動については、原則その都度の保税運送承認手続きが必要であるが、保税取締上問題がないと認められる指定された地区内においては、これを免除する。	保税運送に必要であった手続きを免除することにより、リードタイムの短縮と貨物品質の向上を図る。特に関西国際空港は、国際貨物便の50%が中国路線であり、このような飛行時間が約1-3時間以内の航空物流においては、空港内における数十分の短縮も、大きくトータルリードタイムの効果的短縮につながる。特に温度管理が重要である輸入生鮮貨物においては、商品劣化を防ぎ、新鮮なものをそのまま市場に送り出すことができ、商品付加価値の向上、食の安全の向上にもつながり(クールチェーンの実現)、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができるとしている。 【提案理由】関西国際空港の国際貨物地区は他空港と相違し、エアライン・フォワードer・通関業者が一地区の極めて隣接したエリアに集約されており、数10m-数100m以内の保税蔵置場間における貨物移動が主である。そのような短距離貨物移動においても保税運送承認手続きが必要であることは、集約型複合機能型の国際貨物地区をもつ関西国際空港のメリットを十分に有効活用できない。関西国際空港の国際貨物地区は、「空港保安区域」として一般の人が容易に進入することのできない地区となっており、保税運送承認の免除を行うに足るセキュリティが十分に確保されていることから、承認免除化を実現したい。	D	-	保税運送は取替り上支障がないと認められる場合に、一定期間を一括して承認することが可能となっており、この制度ではその都度の保税運送承認手続きを必要としない。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 2 0	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省
0720200	近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関直轄等相互間に限って、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	【内容】 総合保税地域の保税運送承認は撤廃されているが、博多港の近接するその他の保税地域間における貨物移動(保税運送)についても、税関の承認なしで可能とする。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について、博多港臨海地区内の保税地域間における保税運送を、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	F	-	ご要望の税関手続の簡素化に関しては、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 9 0	福岡市	40 福岡県	財務省

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号 項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0720210	出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、既存の施設において、適正かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備しているところである。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求め、	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が促進され、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 【提案理由】関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	F	-	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 5 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0720220	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、既存の施設において、適正かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び徴税のためのシステム等を配備しているところである。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求め、	・本提案は、国際空港として多様化する利用者への利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 【提案理由】 ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯等に飛来する場合には、ブースに至る導線などにおいて冷感や、照射等によって、搭乗客が不安定な状態になることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。	F	-	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 1 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0720230	国際定期貨物航空路線の誘致への支援と乗り入れに伴うCIQの体制強化	関税法第42条	外国貨物は、保税増加したフレターに対応するために、既存の保税倉庫増設に隣接した倉庫を事前に保税倉庫増設として指定する。	【内容】 増加したフレターに対応するために、既存の保税倉庫増設に隣接した倉庫を事前に保税倉庫増設として指定する。	【実施内容】 国際空港貨物便に關し、二国間交渉ではなく、届出制により路線開設や増便等を行うことを可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 福岡空港の国際貨物輸送の利用増大を図る。	D	-	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 2 1	福岡市	40 福岡県	財務省	
0720240	鉄道輸送用コンテナ等の通関手続きの簡素化	コンテナ特例法第2条	関税及び消費税の免除を受けてコンテナを輸ししようとする者又は免税コンテナを輸出しようとする者は、コンテナリスト等を税関長に提出することによって簡易な通関(リスト通関)が認められている。	【内容】 主に国内鉄道用に使われている12ftコンテナやフラットトラックコンテナ等について、国際海上コンテナと同様、簡単にリスト通関を可能とする措置を講じる。	【実施内容】 アジアとのSea & Railサービスを促進するために用いる12ftコンテナやフラットトラックコンテナ等について、国際海上コンテナと同様、簡単にリスト通関を可能とする措置を講じる。 【提案理由・目的・効果等】 スピーディでシームレスな国際複合・貨物物流サービスを実現し、リードタイム短縮、コスト削減、CO2削減等に繋げる。	D	-	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 7 0	福岡市	40 福岡県	財務省	
0720250	CIQ対応の特例(船内での入国審査等の実施)	関税法第67条	税関においては、大型クルーズ船に乗り込んで入国する旅客への対応について、あらかじめ提出された通関計画書等に基づき、必要に応じて応接体制をとるなど、出入国旅客客に見合う職員を適時に配置し、税関手続に支障を来さないように対応しているところである。	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入国審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足度が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	-	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 2 0	福岡市	40 福岡県	財務省 厚生労働省 農林水産省	

07財務省(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号 項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管 関係官庁
0720260	アジアハイウェイの実現に向けた日本-韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	関税法第67条、国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について(昭和46年閣議案第849号)	通達「国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について(昭和46年閣議案第849号)」により、輸出入通関手続と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に併せて行うことが可能となっている。また、検査を行うに際しては、当該フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化が行われている。なお、本年1月から6月までの間に本手続を利用した自家用自動車の通関が約300件行われている。	【内容】 税関での車両検査の簡素化・合理化。利用可能な車種の拡大等により、日本-韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる	【実施内容】 日本-韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する 【提案理由・目的・効果等】 日本-韓国間に日常的な旅行圏域が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性化が図られる	0	-	国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続については、簡素な様式により輸出入申告と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に行うことが可能となっている。なお、車両等の検査については、薬物等の隠匿を含め不正輸入防止の観点から必要に応じて行っているが、検査に当たっては、国際フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行うなど、検査の合理化を図っているところである。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 3 0	福岡市	40 福岡県	国土交通省 財務省

07財務省(拡充・関連提案検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	提案事項管理番号	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0730010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	酒類として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かすとされている。	1 拡充提案	農家民宿等における酒類の製造免許を受けられる酒類の定義は、原材料として、米、米麹、水を使用するもの、また一つ以上の特定物品を使用できるものとされている。この特定物品には、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かすとされている。	本町は、古くからヤマセの影響をたびたび受け、稲作に依存できない気候風土の中で、比較的冷涼な気候に強いひえ、あわ、きびなどの雑穀の栽培が行われ、町民を健康にたぐり組みをしてくる歴史がある。近年、この雑穀が安全・安心な食材や健康食品として、消費者の注目を集めており、本町は雑穀による町おこしと、町の活性化を目指し取り組みを行っているところである。本町は多様な雑穀の栽培が行われ、特に古代イネが全国で最良に栽培されていたとされるヒコ科の植物でカルシウム、鉄分を多く含んだアマランサスの生産が全国一であり、これに付加価値をつけた流通・販売が課題となっていることから、今般、どぶろく特区の認定を受けたことにより、この材料を酒類として利用できるようにしていただきたい。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞弊の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う製造の横ばいなど、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。 また、特例措置の対象となる酒類の範囲は、従前の酒類（昭和37年以前に酒類として定義していたもの）と同じものとするため、使用できる原料（米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かす）を限定したものである。	202010	構造改革特別区域法（酒税法の特例）第28条、財務省関係構造改革特別区域法施行規則	財務省	岩手県東沢町	軽米町三ッレットアグリ文化再生特区	1 認定自治体	3 岩手県	財務省
0730010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	酒類として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かすとされている。	1 拡充提案	【特区法に定める酒類の定義】で定める原料規定の緩和を求めます。	「（自ら生産した）米、米こうじ及び水などを原料として発酵させたもので、こさないもの」、「（自ら生産した）米、水及び麦などの特定物品（麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす）を原料として発酵させたもので、こさないもの」と原料規定がありますが、これは地産地消を有効活用した酒類製造ができません。米だけの酒類でなく、地元の特産品を入れた酒類を作りたい。例えば、北海道ならイモ又はコーンを使用した酒類、茨城県ならわびひ又はトマトを使用した酒類等、地場特産物（わびひ、とまと）のものを風味付けに使いたいという要望があります。今後、酒類を活用した地域振興を図っていく上で、様々なアイデアが提案されることが考えられ、そのアイデアを無駄にたくありません。このような貴重な農業者からのアイデアを無駄にしないためにも、さらなる規制の緩和が必要であると考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞弊の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う製造の横ばいなど、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の酒類に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい酒類に限定したものである。 また、特例措置の対象となる酒類の範囲は、従前の酒類（昭和37年以前に酒類として定義していたもの）と同じものとするため、使用できる原料（米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぶん若しくはこれらのこうじ又は清酒かす）を限定したものである。	2011020	構造改革特別区域法第28条第1項	財務省	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	1 認定自治体	3 岩手県	財務省
0730020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七条、第三十条の二	酒類の製造免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	2 関連提案	製造免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	免許取得申請、毎月申告の提出書類が多く、書類の作成が煩雑であり、負担が大きいためです。書類作成時の負担軽減を図り、製造者の視点に立った書類様式の整備が望まれます。	C	-	酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造等について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとしていることから、その判断を行うために必要な書類の提出をお願いしているところである。 また、酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、酒類製造者は、毎月、申告・納税を行っていることとしており、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	2011030	酒税法第7条（酒類の製造免許）、第46条（記帳の義務）	財務省	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	1 認定自治体	3 岩手県	財務省
0730020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第九条	酒類の販売業免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	2 関連提案	販売免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	販売許可申請時、取得後の提出書類が細か過ぎるため、販売免許取得が困難となっており、製造量の拡大を図れないようであります。書類作成時の負担軽減を図り、製造者への十分な配慮が必要と考えます。	C	-	酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造等について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとしていることから、その判断を行うために必要な書類の提出をお願いしているところである。 また、酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、酒類製造者は、毎月、申告・納税を行っていることとしており、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税を適正に履行していただくことが必要である。	2011040	酒税法第9条（酒類の販売業免許）、第46条（記帳の義務）	財務省	雫石町	しずくしい・元気な農業・農村いきいき特区	1 認定自治体	3 岩手県	財務省
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として酒類を製造するために、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	特定農業者の要件の緩和 酒税法の特例措置の「農家民宿等を営む農業者」という資格要件を「農家民宿等を営む農業者又は農業者と生計を同一にする世帯員」に要件を緩和	当該地域の場合、すでに民宿・旅館業を営んでいる農業者が相当数存在するが、高齢化が進み、子に農業経営を移譲しているなど、農業と民宿等の経営体義の不一致により申請が阻害される原因となっている。また、経営的要件（減収等）も事前審査段階で指摘を受けたことにより申請を取り下げられる事例もある。（製造免許付与条件の高さが障壁となり、免許取得者がいない状況となっている。）	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞弊の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う製造の横ばいなど、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通してコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障はないと判断し、特例適用の対象とすることを、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。	2004010	特区法第28条	財務省	八幡平市	あしるふるさと再生特区	1 認定自治体	3 岩手県	財務省

07財務省(拡充・関連提案検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	提案事項管理番号	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として酒類を製造するために、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	この規制の特例措置の要件で、特区内の特定農業者が自ら生産した米を使用しなければならぬこととなっているが、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう、特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、特定農業者自らが生産する米を使用しなければならぬこととなっているが、現在の地方が抱える人口減少、少子高齢化等の諸問題も起因して、集落の活力の衰退による、営農の担い手不足や農地の荒廃が進むことから、農業者形態の変化が求められている。このような背景から、集落内で「農業生産法人」を設立し、地域資源維持の維持・確立に向けて取組むことが必然となっている。また、このような営農形態を農林水産省も推進しており、今後、法人により営農するケースが多くなってくる。佐渡市の特区内の特定農業者も例外ではなく、「農業生産法人」を自ら設立し、地域内の資源の維持に取組むことが求められている。また、「農業生産法人」による、流通、販売促進によって価値が高まった米を使用でき、より多くの交流人口が生まれることが期待される。このことから、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう特例措置の要件の拡大を求めるものである。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことから、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。	2005010	構造改革特別区域法第28条	財務省	佐渡市	佐渡トキめき酒酒特区	1 認定自治体	15 新潟県	財務省
0730050	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品別に、製造場ごとの所在地の所轄税務長の免許を受けなければならない。	1 拡充提案	この規制の特例措置の要件で、構造改革特別区域内で農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が特区内の自己の酒類製造場で製造する酒類となっているが、酒類製造の一部を、区域内の杜氏等に委託しても良いと特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、構造改革特別区域内の特定農業者が自己の酒類製造場で製造する酒類となっており、このことは、より品質の高い酒類を製造するのに際して、製造工程に地元杜氏等の技術を活用することにより、品質の良い酒類を提供できることや、特定農業者がつくる米のブランド力と、地酒のブランド力が合さることで、酒類と地酒の価値が共に高まることも期待できる。また、特区内の特定農業者の集落では、トキの野生放鳥に向けてのボランティア活動が活発であり、都市との交流が盛んであることから、この取組みが有効であるとして、特定農業者の負担の軽減にも繋がることから、特区内の自己の酒類製造場で製造の一部(例：洗米・仕込み)、を特区内の杜氏に委託し、特定農業者と協働で酒類を製造できるように、特例措置の要件の拡大を求める。	D	-	酒類の製造免許を受けている者に酒類の製造を委託することは特に制約はない。	2005020	酒税法第7条	財務省	佐渡市	佐渡トキめき酒酒特区	1 認定自治体	15 新潟県	財務省
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として酒類を製造するために、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	特区内農家に対するどぶろく製造許可の条件緩和をお願いしたい。具体的には、どぶろく製造免許の申請条件である農家レストランもしくは民宿の営業条件を撤廃していただきたい	本町は平成16年にどぶろく特区的認定をいただき、翌17年10月にはどぶろくの製造農家が1軒誕生しました。が、地域経済の波及効果は薄く、2軒目の製造農家は未だ見込みがない状況にあります。本町では、農林商工業者の事業機会創出を目的に、平成18年度中小企業庁の補助を受け「どぶろく特区を活用した三股町全国PR大作戦」と銘打って、どぶろくを使った商品開発に取組みました。地域資源を活用し、町内農林商工業者が連携した事業として、簡便機関やマスコミからも注目され、その商品は東京で開催された商談会に出展したところ、多くのバイヤーから取引きの商談をいただいたこととなります。この事業を通じて、どぶろくの売上も好調で、H18年度の販売量は6キロリットルに及びました。しかしながら、新たな製造農業者が誕生せず、どぶろくを使った加工食品等を販売する業者は、材料の確保の問題もあり、大手バイヤーとの取引を断念せざるを得ません。農業者が製造免許取得に取組めない理由として、農業者をしながらレストランや民宿を営業することは困難との回答をされます。九州管内でも行政が特区的認定を受けたが、免許を取得される製造農業者が少ないのは、この点が影響しているのではないかと考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことから、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。	2007010	酒税法	財務省	三股町商工会	3 その他	45 宮崎県	財務省	
0730070	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法施行令第12条第2項 酒税法施行規則第7条の2第2項 酒税法第10条第10号	申請する製造場の土地又は建物があるに限り、同一生計を有する家族間(農家民宿等の経営者が「特定農業者」で、農業者収入に係る申告納税者が夫)の場合でも、土地の賃貸借契約を締結する必要があると税務署から指摘されました。所謂、同一生計状態にある家族間の場合には、このような事務手続きの煩雑が避けられるよう提案いたします。	1 拡充提案	農家民宿等の酒類製造において、同一生計を有する家族間での土地賃貸借契約締結の緩和を求める。	農家民宿等における酒類製造について、同一生計を有する家族間(農家民宿等の経営者が「特定農業者」で、農業者収入に係る申告納税者が夫)の場合でも、土地の賃貸借契約を締結する必要があると税務署から指摘されました。所謂、同一生計状態にある家族間の場合には、このような事務手続きの煩雑が避けられるよう提案いたします。	D	-	酒税法上、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」には、税務署長は製造免許を与えないことができるとされている。申請者と土地建物の所有者が異なる場合には、酒類の製造に関する定期的な経営が行われるかどうかを判断するための書類の提出を求めているところであるが、このような書類は、土地建物賃貸借契約書の写しに限るものではなく、これに代えて、同居親族の使用承諾書等でも可能である。	2009010	構造改革区域特別法第28条	財務省	二戸市	二戸市ふるさと再生特区	1 認定自治体	3 岩手県	財務省

07財務省(拡充・関連提案検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	提案事項管理番号	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0730080	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第7条第1項関係	製造場の範囲について、製造、貯蔵、販売等が一元的に集中して行われている等その他の実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるものは、一つの酒類の製造場として取り扱っている。	2 関連提案	濁酒の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地に存在する場合、農家民宿及び農園レストラン等において濁酒をお土産として販売する際には、酒類販売免許を取得せず濁酒の販売ができるよう、酒税法の基準の緩和を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例(いわゆる「どぶろく特区」)の特例措置を活用するにあたって、特定農業者が濁酒をお土産として販売する際、製造者が製造免許を受けた製造場において販売を行う場合は酒類販売免許は必要ありませんが、農家民宿及び農園レストラン等において販売を行う場合は、酒税法の基準に基づき酒類販売免許の取得が必要となっている。酒類の製造免許がなければ、製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地にある場合でも、消費者が濁酒を土産品として求めようとするば、わざわざ農家民宿及び農園レストラン等から製造場へ移動し、濁酒の購入を行わなければならない。この度の、通称「どぶろく特区」の認定の趣旨としては、農業振興による地域の活性化を推進することであり、事業の拡大のためにも、このような場合、単なる場所の移動によって濁酒の販売の可否が決まる部分があるため、酒税法における酒類販売免許の取得基準の緩和措置を行う。	C	-	酒類の製造場の範囲の判断に当たっては、酒類の製造、貯蔵、販売等が同一場所で一元的に集中して行われている等、機能的に同一の酒類の製造場と認められる場合には、一つの酒類の製造場として取り扱う等実態に応じて判断しており、酒類製造場において酒類を販売することは可能である。 他方、酒類の製造、貯蔵、販売等を行う場所が独立しており、それぞれの機能が分離されている場合には、その販売場につき販売免許を取得する必要がある。	2010010	酒税法第9条	財務省	高橋市	高橋・とかい いなか創生 特区	1 認定自治 体	27 大阪府	財務省
0730090	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七條	酒類の製造免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	1 拡充提案	親族等同じ世帯員を後継者とする場合の引継ぎ手続き、製造免許取得要件の緩和、手続きの簡素化を要望します。 また、後継者の免許取得時に提出する書類も、先代の事業者が経営、製造を行っていた場所と同一の場所で事業を行う場合の退出書類の最終等(農家の経営継承を行う際にまとめで申請できるようにすることでも可)も併せて要望します。	免許取得要件として、濁酒製造者と農業経営者、民宿経営者が同一でなければならないが、この経営を後継者に引き継ぐ際、すべてを後継者名義に変更・譲渡しなければならず、無駄な費用や時間、労力を費やされます。また、スムーズな継承が行うことができないと思われま。	C	-	免許の効力は免許を受けた者に限って生ずるものであり、親族等同じ世帯員が新たに免許を受けようとする場合であっても、法令に定める手続きを行っていただく必要がある。	2011010	構造改革特別区域法第28条第1項	財務省	宇石町	しずくしい し・元気な 農業・農村 いきいき特 区	1 認定自治 体	3 岩手県	財務省
0730100	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第10号関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の基準の緩和を要望します。	負債を抱えていたり預金残高が乏しい場合、酒税の納税者としての拡大が困難、基準の緩和が必要であると考えます。	C	-	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒類の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っている。	2011050	酒税法第10条第10号関係の要件(経営基礎要件)	財務省	宇石町	しずくしい し・元気な 農業・農村 いきいき特 区	1 認定自治 体	3 岩手県	財務省
0730110	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八條	酒税法の特例が認められている「濁酒」は、米等を原料として発酵させたもので、こさないものに限り、こさないものに限定とされている。	1 拡充提案	農家民宿等が製造する濁酒は、法律上こすことができないので、これができるようにしていただきたい。	現在の特例措置では、「米、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限り。」とあり、農家民宿等が製造する濁酒には、原料である米や米こうじの粒が残った、観光客等からもこれらの粒を取り除いて欲しいとの要望がある。 農家民宿等が製造する濁酒については、一度だけでもいいので、布又は紙などで、こすことを容認していただければ、観光客にも満足いただき、かつ交流事業がさらに促進されるものと考えられます。 また、米粒を取り除くことにより、課税移後の発酵も抑制できる効果が期待できると考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。 提案のとおり濁酒をこせば清酒に該当することになるので、認めることはできない。	2012010	構造改革特別区域法第28条第1項	財務省	遠野市	日本のふる さと再生特 区	1 認定自治 体	3 岩手県	財務省
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八條	農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として濁酒を製造するために、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	農家民宿等が製造する酒類の原料について、自ら生産する米以外の原料も容認していただきたい。	現在の特例措置で、農家民宿等が製造できる酒類の原料は、「自ら生産した米」に限られているため、製造量が自ずと限られるとともに、多様な米の品種を用いて製造することが困難である。 仮に冷害等の災害を被ると、事実上酒類の製造が困難となることが考えられる。 自ら生産した米以外の米を原料として酒類を製造することを容認することにより、多様な酒類の製造が可能となることから、都市農村交流事業の一層の推進が期待されるものと考えます。 なお、自ら生産した米以外の米を原料とする場合には、必要以上の酒の製造を抑制する趣旨からも、仕入れる米の量については、一定の上限を設ける措置を講じることが必要であると考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とする米原料コストが低廉であるとともに、酒法代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことと、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。	2012020	構造改革特別区域法第28条第1項	財務省	遠野市	日本のふる さと再生特 区	1 認定自治 体	3 岩手県	財務省

07財務省(拡充・関連提案検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	提案事項管理番号	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0730130	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第10号関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	観光施設等を運営する法人が、酒類の製造を行うとする場合の製造免許の酒類の製造免許又は酒類の販売免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他の経営の基礎が薄弱であると認められる場合	酒類の製造免許の要件である経営基礎要件を充足するかどうかについての判断基準について、最終事業年度の繰越損失が資本等の額を上回っていないことが示されている。 自家製による酒類製造事業は、投入される費用も、通常の酒類製造と比較しても少額であり、交流事業を推進する一環として、観光施設等を運営する法人の再活性化として挑戦できる道を開くことが必要であると考えます。 なお、本提案を措置していただくにあっても、例えば、資金の借入先が出資者と同一の者であること。酒税の納税に当たり連帯保証人を付すこと。といった条件を付すことにより、酒税納税への支障がないよう配慮することが必要と考えます。	C	-	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っている。	2012030	酒税法第10条第10号	財務省	遠野市	日本のふるさと再生特区	1 認定自治体	3 岩手県	財務省